

アスベストによる健康被害を抑える対策の強化を求める意見書

衆議院議長	参議院議長	各あて
内閣総理大臣	総務大臣	
厚生労働大臣	国土交通大臣	
環境大臣		

現在、アスベストの健康被害が生じた場合は、「労働者災害補償保険制度（労災保険制度）」による補償や、石綿健康被害救済法や建設アスベスト救済制度による給付金等が支給されている。しかし、アスベストによる健康被害は今も増え続けており、健康被害を受けた方々からは、一日も早い治療法の確立が求められている。

また、アスベスト建材使用のピークから約50年が経過し、今後は当時建築されたビルや家屋の老朽化による解体もピークとなる。

よって国におかれては、今後のアスベストによる健康被害者の治療法の日も早い確立と、アスベスト被害の発生防止に向け、下記の事項に全力で取り組むよう強く要望する。

記

1. アスベストによる健康被害者の治療や、進行抑制に効果のある研究・開発を促進し、そのための安定的な予算を確保すること。
2. 地域の建築物について、アスベストが含まれる建材の使用有無の事前調査と、解体・処分までの追跡調査を強化すること。
3. 改正大気汚染防止法に基づく建物の解体等における飛散防止対策の実施状況調査を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。